

# 地球温暖化対策実行計画の一部改定について

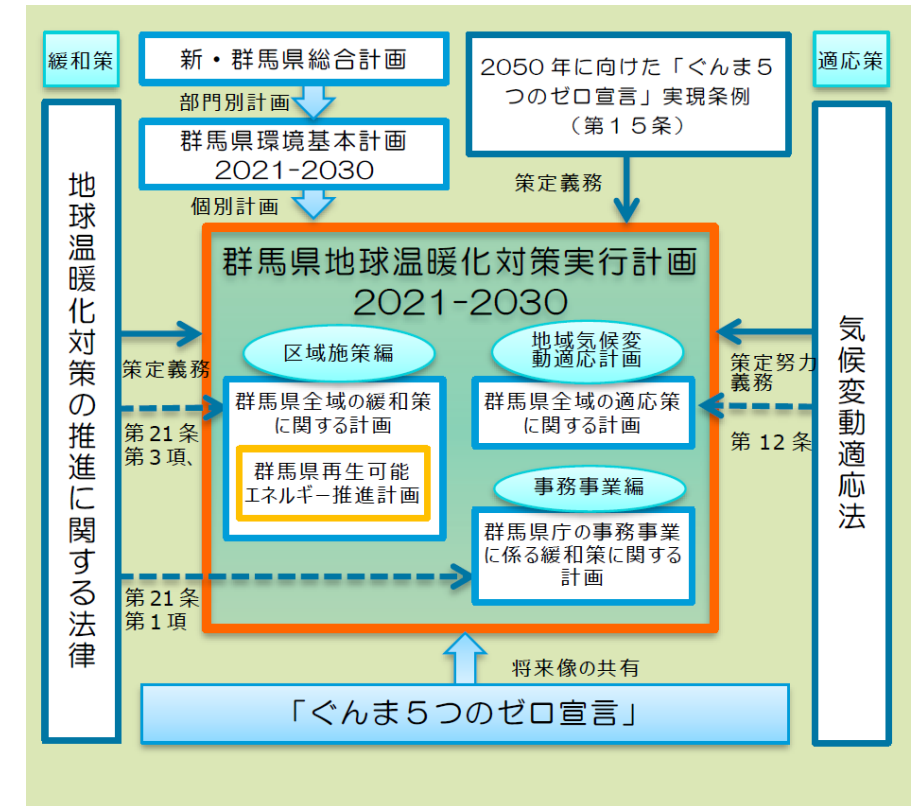
知事戦略部グリーンイノベーション推進課

## 1 現行の実行計画の概要（令和3年3月策定）

- 「新・群馬県総合計画」や「群馬県環境基本計画」を上位計画とする地球温暖化対策に関する個別基本計画
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（第21条）に基づく計画（区域施策編及び事務事業編）のほか、気候変動適応法（第12条）に基づく地域気候変動適応計画も含む。「群馬県再生可能エネルギー推進計画」を区域施策編の一部として位置付ける

### 【現行計画の目標】

- 群馬県全体の温室効果ガス排出量削減目標（区域施策編）  
2030年度目標 基準年度（2013年度）比で**50%削減**  
（削減対策44%削減＋森林吸収量6%削減）
- 再生可能エネルギー導入目標  
2030年度目標 **77億kWh/年**  
（大規模水力 31億kWh/年、大規模水力以外 46億kWh）
- 県有施設の温室効果ガス削減目標（事務事業編）  
2030年度目標 基準年度（2013年度）比で**44%削減**



「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」の全体像

# 地球温暖化対策実行計画の一部改定について

知事戦略部グリーンイノベーション推進課

## 2 改定の経緯

- ✓ 令和3年3月に「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」を策定
- ✓ その後、国において地球温暖化対策推進法の改正（令和3年度・令和4年度）や新しい地球温暖化対策計画（令和3年10月）、気候変動適応計画（令和3年10月）が策定される。
- ✓ 令和5年3月に国において「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」が示される。

**上記の法改正等を踏まえ県計画の内容を検討したところ、一部改定を行う必要がある。**

# 地球温暖化対策実行計画の一部改定について

## 3 地球温暖化対策実行計画の構成

現行計画の構成	主な改定項目
第1章 計画の基本的事項 第2章 計画策定の背景・意義 第3章 群馬県の地域特性	• 改定なし
第4章 県全域における地球温暖化対策（区域施策編）	法改正等に伴い、 • 市町村支援や企業の脱炭素経営に関する新たな規定を追加
第5章 県全域における再生可能エネルギー等の導入促進（区域施策編） （群馬県再生可能エネルギー推進計画）	法改正等に伴い、 • 促進区域基準を追加（新規）
第6章 県庁における地球温暖化対策（事務事業編）	法改正等に伴い、 • 国の新たな目標に即した排出量削減目標を設定 （基準年比44%減→50%以上減） • 目標達成のための施策を追加
第7章 地域気候変動対策（適応策） （群馬県気候変動適応計画）	• 影響評価等の時点修正

※上記の他、実績値が判明しているデータの更新を行う。

# 地球温暖化対策実行計画の一部改定について

## 4 主な改定内容

### (1) 第4章 県全域における地球温暖化対策（区域施策編）

- 県内市町村に対しては、これまでの計画策定の支援に加え、脱炭素に向けた総合的な支援を実施する旨を追加
- 企業経営等における脱炭素化の促進に関する規定等を追加

項目	現行の県計画記載内容	計画の改定案
市町村支援	<ul style="list-style-type: none"><li>「地方公共団体実行計画」事務事業編を早急に定めるよう促す。</li><li>区域施策編の策定に積極的に取り組むよう助言や情報提供などを行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>「地方公共団体実行計画」を策定するよう促す。</li><li>【新規】市町村に対する優良事例の情報発信や、その他技術的助言等を実施する。</li></ul>
企業経営等における脱炭素化の促進	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"><li>中小企業の脱炭素経営促進のため、削減目標設定・計画策定について専門家による相談制度等により技術的助言を行う。</li><li>サプライチェーン全体での排出量の算定・削減を促進する。</li></ul>
研究開発	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者が行う脱炭素化に資するビジネスの創出につながる製品やサービスの開発等を支援する。</li></ul>

# 地球温暖化対策実行計画の一部改定について

## (2) 第5章 県全域における再生可能エネルギー等の導入促進（区域施策編）

- 市町村は、その区域において再生可能エネルギーの導入を促進するべき「地域脱炭素化促進区域」の設定が可能
- 市町村による促進区域設定に先立ち、事例の多い太陽光発電施設について、環境省令における「環境配慮事項」に基づき促進区域の設定から除外するべき区域等を県が設定

環境配慮事項	区域名
土地の安定性への影響	保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、河川区域
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区（※）、生息地等保全地区（※）
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	生息地等保護区（※）、生息地等保全地区（※）、鳥獣保護区、国が指定する特別天然記念物カモシカの保護地域、ラムサール条約湿地
地域を特徴づける生態系への影響	群馬県自然環境保全地域、群馬県緑地環境保全地域
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立・国定公園の第1種～第3種特別地域、県立公園のうち赤城、榛名、妙義、世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観地区、指定有形文化財、登録有形文化財、指定有形民俗文化財、登録有形民俗文化財
その他	要措置区域、農用地区域内農地、甲種農地、第一種農地、史跡・名勝・天然記念物の指定地区

（※）は現時点において、県内での指定なし

# 地球温暖化対策実行計画の一部改定について

## (3) 第6章 県庁における地球温暖化対策（事務事業編）

- 国の新たな目標に即した排出量削減目標を設定（基準年比44%減→50%以上減）
- 目標達成のための施策を追加

項目	現行の県計画記載内容	計画の改定案
排出量削減目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準年度（2013年度）比で 44%削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準年度（2013年度）比で 50%以上削減</li> </ul>
新築のZEB	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後予定する新築事業については原則 Z E B Oriented相当以上とする。</li> <li>2030年度までに新築建築物の平均で Z E B Ready相当となることを目指す。</li> </ul>
電動車の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス車を購入し、更新前より燃費性能の高い車両へ更新する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とする。 ※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車</li> <li>公用車の使用実態等を精査し、可能な限り台数の削減を図る。</li> </ul>
L E D照明の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>白熱電球や蛍光灯器具の交換時は、LED などの省エネルギータイプとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有施設全体のうち、照明設備の原則LED化を実施した施設の割合を2030年度までに 1 0 0 %とする。</li> </ul>
太陽光発電の設置 蓄電池の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有施設に太陽光発電及び蓄電システム等の再生可能エネルギーを積極的に導入することにより、地域における自立分散型電源の普及促進を図る。</li> <li>防災施設等の県有施設に導入することで、地域のエネルギーセキュリティを向上させ、気候変動影響により深刻化が予測されている自然災害に対するレジリエンスの向上に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【左記に加え以下の取組を追加】</li> <li>施設の特性や立地状況等に応じ、PPAモデル等の活用も検討し、2 0 3 0 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の 5 0 %超に太陽光発電設備を設置することを目指す。</li> </ul>